

証券コード 7425
2023年3月10日

株 主 各 位

名古屋市中区錦二丁目14番21号

初穂商事株式会社

代表取締役社長 齋 藤 悟

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第65回定時株主総会招集ご通知」として記載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.hatsuho.co.jp>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）



<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月27日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
愛知県産業労働センター（ウインクあいち）5階小ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第65期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監
査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労
金制度廃止に伴う打切り支給の件

第4号議案 取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除
く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決
定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書に
おいて、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示が
あったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の
株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。
ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので
ご了承ください。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日前3日
までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社
にご通知ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出く  
ださいようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウ  
ェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載  
させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国におけるゼロコロナ政策に起因する物流網の停滞やロシア・ウクライナ情勢の長期化により世界各国で資源価格が高騰する中、国内では新型コロナウイルス感染症の感染が拡大と収束を繰り返す状況で推移いたしました。さらに秋口以降はドル高円安傾向が続き、食料品や生活用品などあらゆる物価が上昇し、先行き不透明な状況が続きました。

建設業界におきましては、公共投資及び民間投資共に底堅い動きで推移し、製造業を中心に企業収益の改善が続き、設備投資需要も回復してきましたが、鋼材等の原材料価格は高止まりしており、建設資材メーカーから2023年中の値上げの事前アナウンスが相次ぐなど、厳しい経営環境が続いております。

当社グループにおきましては、4月から東証スタンダード市場へ移行し、新たなステージへステップアップしましたが、「内装建材事業」、「エクステリア事業」、「住環境関連事業」全ての事業セグメントにおいて、一年を通じて過去に経験したことが無い水準で、仕入価格の値上げラッシュに直面いたしました。

当社が担う内装建材事業及び住環境関連事業におきましては、仕入価格の高騰から価格転嫁の必要性に迫られたこともあり、粘り強く得意先との間で価格交渉を進めて参りました。値上がりに備えた販売在庫の早期確保や、高騰する価格相場に対応した適正な販売価格の維持を徹底したことなどにより、前期比で増収増益となりました。

連結子会社が担うエクステリア事業におきましても、巣ごもり需要は一巡しましたが、仕入先との契約条件の見直しが進んだことや、一部消費者の中で積み上がった家計貯蓄から、高価格帯エクステリア商品の需要が高まりを見せたことで、前期比で減収増益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、317億92百万円（前期比6.3%増）、営業利益12億87百万円（前期比68.5%増）、経常利益14億31百万円（前期比52.5%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は8億54百万円（前期比70.5%増）となり、連結グループ経営を開始してから過去最高の売上高と利益を更新いたしました。

なお、「収益認識会計基準」の適用による影響額といたしまして、売上高が20億21百万円減少、売上原価が20億2百万円減少いたしました。営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

セグメントごと（事業区分別）の売上状況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

| 事業区分     | 第 64 期<br>(2021年12月期) |       | 第 65 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年12月期) |       | 前期比   |
|----------|-----------------------|-------|------------------------------------|-------|-------|
|          | 金額                    | 構成比   | 金額                                 | 構成比   |       |
| 内装建材事業   | 13,193                | 44.1% | 15,270                             | 48.0% | 15.7% |
| エクステリア事業 | 12,143                | 40.6  | 11,725                             | 36.9  | △3.4  |
| 住環境関連事業  | 4,573                 | 15.3  | 4,796                              | 15.1  | 4.9   |
| 合計       | 29,909                | 100.0 | 31,792                             | 100.0 | 6.3   |

- (注) 1. エクステリア事業に区分される連結子会社の決算日は9月30日であり、連結決算日と3ヶ月異なっております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度における重要な設備投資は、連結子会社において、既存営業所の土地建物（1億27百万円）を取得したものであります。また、大阪府内に新規営業拠点の建設を行っており、72百万円を建設仮勘定として計上しております。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、連結子会社において、既存営業所の土地建物を取得するための資金として、金融機関から長期借入により、1億円の資金調達を行いました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                   | 第 62 期<br>(2019年12月期) | 第 63 期<br>(2020年12月期) | 第 64 期<br>(2021年12月期) | 第 65 期<br>(2022年12月期) |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 売上高 (百万円)             | 19,449                | 29,056                | 29,909                | 31,792                |
| 経常利益 (百万円)            | 477                   | 628                   | 938                   | 1,431                 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 494                   | 216                   | 501                   | 854                   |
| 1株当たり当期純利益            | 301円85銭               | 132円20銭               | 306円33銭               | 522円19銭               |
| 純資産 (百万円)             | 7,297                 | 7,472                 | 7,959                 | 8,768                 |
| 総資産 (百万円)             | 20,154                | 18,068                | 18,968                | 21,109                |
| 1株当たり純資産額             | 3,964円14銭             | 4,044円39銭             | 4,300円95銭             | 4,752円89銭             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、第62期においては、連結計算書類作成初年度のため期末自己資本に基づいて計算しております。
3. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を実施したため、第62期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分         | 第 62 期<br>(2019年12月期) | 第 63 期<br>(2020年12月期) | 第 64 期<br>(2021年12月期) | 第 65 期<br>(2022年12月期) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 売上高 (百万円)   | 19,449                | 17,233                | 17,766                | 20,067                |
| 経常利益 (百万円)  | 419                   | 235                   | 438                   | 915                   |
| 当期純利益 (百万円) | 270                   | 76                    | 316                   | 639                   |
| 1株当たり当期純利益  | 165円49銭               | 46円59銭                | 193円66銭               | 390円93銭               |
| 純資産 (百万円)   | 6,224                 | 6,214                 | 6,444                 | 6,976                 |
| 総資産 (百万円)   | 14,973                | 13,822                | 14,571                | 16,553                |
| 1株当たり純資産額   | 3,802円64銭             | 3,797円15銭             | 3,937円99銭             | 4,262円96銭             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を実施したため、第62期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会社名         | 資本金   | 当社の議決権比率         | 事業内容                  |
|-------------|-------|------------------|-----------------------|
| 株式会社アイシン    | 98百万円 | 74.8%            | エクステリア事業              |
| アイエスライン株式会社 | 3百万円  | 74.8%<br>(74.8%) | 同上<br>(株式会社アイシン商品の配送) |

(注)議決権比率の欄の ( ) 内は間接保有比率であり内数であります。

### (4) 対処すべき課題

2023年度のがわが国経済の見通しは、政府の各種政策による社会経済活動の活性化により新型コロナウイルス感染症の影響が和らぎ、景気の持ち直しが期待されております。ただし、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、世界的なインフレや円安など経済に与える影響により、先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

現在、建設資材卸売業に属する当社グループを取り巻く経営環境は、長期的に減少傾向にある国内の建設需要への対応や仕入価格及び物流コストの上昇、新型コロナウイルス感染症の影響による急激な環境変化への対応など、様々な対処すべき課題があります。

内装建材事業におきましては、国内経済の景気の持ち直しによる建設需要の増加が期待されますが、建設資材の全般的な高止まりによる厳しい事業環境が想定されるため、相場変動に柔軟に対応した適正な販売価格を設定し、収益力の向上に取り組んで参ります。

また、2023年4月には近畿地方へ初進出となる大阪営業所（大阪府寝屋川市内）の開設を控え、既存デリバリーセンターについても順次規模拡大を予定しており、販売エリアの全国展開を進めて参ります。

エクステリア事業におきましては、主に連結子会社の株式会社アイシンが担っておりますが、住宅販売価格の上昇やエクステリア商品の値上げにより需要の減退が見込まれる中、創立から50周年の節

目を迎えることもあり、販売店向け記念キャンペーン等の営業活動を積極的に展開することで、逆風の外部環境を打開して参ります。

住環境関連事業におきましては、名古屋市内に組織再編に向けた新拠点用地を確保し、中部地域においても一部エクステリア商品の取り扱いを充実させることで、事業セグメントを横断した営業活動を進めて参ります。グループ会社間取引高は、連結開始後年々増加してきており、事業用地の有効利用や仕入ネットワークの共有化等、グループ一体経営によるシナジー効果を発揮して参ります。

そして、各事業セグメントに共通する重要な課題として、中長期的視野に立った人材育成や優秀な人材の確保が挙げられます。複数年かけてミドルマネジメント層の若返りや広域営業ブロック制度の設定と若手ブロック長の抜擢を進めてきましたが、今後も未来を担う中核人材の登用や事業セグメント内外での流動的な人材活用が必要となってきました。

これらの課題に対応するため、平均賃金水準の引き上げや所定休日の増加といった労働環境の改善に先行投資し、併せて計画的な教育体制を整備することで、優秀な人材の獲得及び既存人員の就労意欲の向上に努める方針であります。

ガバナンス面におきましても、東証スタンダード市場への移行に併せて、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、任意機関として指名報酬委員会を導入いたしました。新制度導入の趣旨に即した実効性ある運用を伴うことで、従来以上のガバナンス体制を目指していく所存です。

株主の皆様には、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

| 事業区分     | 事業内容                                                            |
|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 内装建材事業   | 軽量鋼製下地材・石膏ボード等の内装工事用資材の販売                                       |
| エクステリア事業 | 外構資材・石材等の販売                                                     |
| 住環境関連事業  | 内装・外壁・屋根・板金等の建設工事向けに建築金物等・ALC金具副資材・鉄線・溶接金網・カラー鉄板・太陽光屋根・窯業建材等の販売 |

(6) 主要な営業所 (2022年12月31日現在)

① 当社

|     |                                                                  |                                                                                                                                          |                                                                                                                                                          |
|-----|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社 | 名古屋市中区錦二丁目14番21号                                                 |                                                                                                                                          |                                                                                                                                                          |
| 営業所 | 名 港<br>熱 田<br>北<br>春日井<br>小 牧<br>豊 橋<br>静 岡<br>富 山<br>四 国<br>長 野 | 名 古 屋 市<br>名 古 屋 市<br>名 古 屋 市<br>愛 知 県 春 日 井 市<br>愛 知 県 小 牧 市<br>愛 知 県 豊 川 市<br>静 岡 県 静 岡 市<br>富 山 県 射 水 市<br>愛 媛 県 松 山 市<br>長 野 県 長 野 市 | 福 山<br>北 関 東<br>福 岡<br>長 岡<br>岡 山<br>横 浜<br>千 葉<br>広 島<br>東 京<br>金 沢                                                                                     |
|     |                                                                  |                                                                                                                                          | 広 島 県 福 山 市<br>埼 玉 県 川 口 市<br>福 岡 県 大 野 城 市<br>新 潟 県 長 岡 市<br>岡 山 県 岡 山 市<br>神 奈 川 県 横 浜 市<br>千 葉 県 千 葉 市<br>広 島 県 広 島 市<br>東 京 都 江 戸 川 区<br>石 川 県 金 沢 市 |

② 子会社

| 名 称                   | 所 在 地       |
|-----------------------|-------------|
| 株 式 会 社 ア イ シ ン       | 大 阪 府 高 槻 市 |
| ア イ エ ス ラ イ ン 株 式 会 社 | 大 阪 府 高 槻 市 |

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分        | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|------|-------------|
| 内装建材事業(名)   | 161  | 7           |
| エクステリア事業(名) | 181  | 2           |
| 住環境関連事業(名)  | 70   | △3          |
| 全社(共通)(名)   | 21   | 3           |
| 合計(名)       | 433  | 9           |

(注)「全社(共通)」として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 252名 | 7名増       | 41.9歳 | 15.0年  |

(8) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

| 借入先         | 借入額    |
|-------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 460百万円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 327百万円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 100百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年3月29日開催の第64回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況（2022年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 2,340,000株
- ② 発行済株式の総数 1,740,330株（自己株式103,745株を含む）
- ③ 株主数 785名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名       | 持株数      | 持株比率   |
|-----------|----------|--------|
| 白百合商事株式会社 | 274,298株 | 16.76% |
| 斎藤 悟      | 171,248  | 10.46  |
| ハツホ共栄会    | 162,780  | 9.94   |
| 斎藤 陽介     | 88,056   | 5.38   |
| 斎藤 豊      | 61,646   | 3.76   |
| 初穂従業員持株会  | 56,568   | 3.45   |
| 株式会社桐井製作所 | 52,400   | 3.20   |
| 斎藤 信子     | 48,710   | 2.97   |
| 角田 寿美恵    | 36,800   | 2.24   |
| 吉田 知広     | 26,700   | 1.63   |

- (注) 1. 当社は、自己株式を103,745株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. ハツホ共栄会は、当社の取引先を対象とする持株会であります。
3. 2022年12月14日付の臨時報告書（主要株主の異動）にてお知らせしましたとおり、前事業年度末において主要株主であったハツホ共栄会は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

### (2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

| 会社における地位      | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                          |
|---------------|-------|---------------------------------------|
| 代表取締役社長       | 斎藤 悟  | 株式会社アイシン取締役（非常勤）                      |
| 専務取締役         | 志岐 義幸 | 営業本部長兼西日本地区統括兼株式会社アイシン取締役（非常勤）        |
| 取締役           | 伊藤 人勝 | 中部地区内装・ALC事業統括兼開発事業部長                 |
| 取締役           | 月東 達也 | 中部地区鉄鋼二次製品統括兼小牧営業所長                   |
| 取締役           | 渋川 信幸 | 東日本地区統括兼千葉営業所長                        |
| 取締役           | 丹羽 正夫 | 司法書士（丹羽正夫事務所代表）                       |
| 取締役（監査等委員・常勤） | 斎藤 豊  |                                       |
| 取締役（監査等委員）    | 磯部 隆英 | 未来工業株式会社社外取締役（監査等委員）<br>公認会計士         |
| 取締役（監査等委員）    | 森 美穂  | 株式会社プロトコーポレーション社外取締役<br>弁護士（森法律事務所代表） |

- (注) 1. 取締役丹羽正夫氏並びに取締役（監査等委員）磯部隆英氏及び森美穂氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）磯部隆英氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、斎藤豊氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 2022年3月29日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、監査役丹羽正夫氏は任期満了により退任いたしました。なお、丹羽正夫氏につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに取締役に就任しております。
5. 当社は、取締役丹羽正夫氏並びに取締役（監査等委員）磯部隆英氏及び森美穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役の地位にあるものであり、保険料は当社及び子会社が全額負担しており、被保険者の負担はありません。当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を補填することとしております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

当社は、2022年3月29日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

#### イ. 基本報酬に関する方針

取締役の個人別の固定報酬は、役割と責務に相応しい水準となるよう、在任期間及び貢献等を総合的に勘案して決定するものとしております。

また、役員退職慰労金については、経常利益実績を基準として定められた額を支給する当社退職慰労金規定に基づいております。

ロ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬については、会社の業績と株主重視の経営意識をより一層高めるとともに、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的として、役付取締役は、直前3期間の連結平均経常利益額を基準として業績連動報酬額を決定しております。

ハ. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等に関する支給はありません。

ニ. 報酬等の割合に関する方針

報酬等の割合に関する方針は定めておりませんが、業績連動報酬とそれ以外の支給割合は概ね10対90としております。

ホ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬等の付与時期は、基本報酬は月例の固定報酬とし、業績連動報酬等についてはその額を十二等分し、基本報酬と同時に月例の報酬として支払われるものとしております。

ヘ. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長斎藤悟であり、株主総会で決議された報酬総額において、各人の役位、在任期間、会社の業績及び貢献等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

ト. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                            | 報酬等の<br>総 額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円)    |               |               | 対象とな<br>る役員<br>の 数<br>(名) |
|--------------------------------|---------------------|-------------------|---------------|---------------|---------------------------|
|                                |                     | 基本報酬              | 業績連動<br>報 酬 等 | 退 職<br>慰 労 金  |                           |
| 取締役(監査等委員<br>を除く)<br>(うち社外取締役) | 97,869<br>(2,310)   | 66,753<br>(2,310) | 14,336<br>(-) | 16,779<br>(-) | 8<br>(2)                  |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)        | 15,108<br>(4,500)   | 13,625<br>(4,500) | -<br>(-)      | 1,482<br>(-)  | 3<br>(2)                  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役)             | 3,610<br>(660)      | 3,299<br>(660)    | -<br>(-)      | 310<br>(-)    | 3<br>(2)                  |
| 合 計<br>(うち社外役員)                | 116,588<br>(7,470)  | 83,678<br>(7,470) | 14,336<br>(-) | 18,573<br>(-) | 14<br>(6)                 |

- (注) 1. 上表には、2022年3月29日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名(うち社外監査役2名)を含んでおります。このうち、社外監査役1名につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに取締役に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役(社外監査役)に、取締役分は取締役(社外取締役)に含めて記載しております。なお、当社は、2022年3月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は直前3期間の連結平均経常利益であり、その実績は681,452千円であります。当社は、業績連動報酬の支給にあたっては、具体的な目標値は設定しておりませんが、直前3期間の連結平均経常利益額に基づいて評価しております。
4. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、1993年3月25日開催の第35回定時株主総会決議において年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。監査役の報酬限度額は、1993年3月25日開催の第35回定時株主総会決議において年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
5. 監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員であるものを除く。以下「取締役」という。)の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第64回定時株主総会決議において年額200,000千円以内(うち社外取締役は年額20,000千円以内。但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち社外取締役1名)です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第64回定時株主総会決議において年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち社外取締役2名)です。
6. 取締役会は、代表取締役社長斎藤悟氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、代表取締役社長が草案を起案した後、指名報酬委員会に諮問し、同委員会から取締役会に対する答申結果を踏まえて、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において決定しております。
7. 退職慰労金は、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額を記載しております。

### ③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2022年3月29日開催の第64回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役1名に支払った役員退職慰労金は13,185千円であります。なお、支払った役員退職慰労金には、過年度の事業報告において「当事業年度に係る報酬等の総額」に含めた役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役丹羽正夫氏は、司法書士 丹羽正夫事務所の代表であります。当社は、司法書士 丹羽正夫事務所とは特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）森美穂氏は、森法律事務所の代表であります。当社は、森法律事務所とは特別な関係はありません。

### ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）磯部隆英氏は、未来工業株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社は、未来工業株式会社とは特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）森美穂氏は、株式会社プロトコーポレーションの社外取締役であります。当社は、株式会社プロトコーポレーションとは特別な関係はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

|                        | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>丹羽正夫            | 2022年3月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち、10回に出席しました。法律の専門家としての幅広い見地から、議案の審議等について専門的な立場から監督、提案等を行うなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                                                            |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>磯部隆英 | 2022年3月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会6回のうち6回に出席しました。出席した取締役会においては、会計の専門家としての幅広い見地から助言・提言を行っており、特に経営計画の策定等について専門的な立場から監督、提案等を行うなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においては、公認会計士としての専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>森美穂  | 2022年3月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会6回のうち5回に出席しました。出席した取締役会においては、主に弁護士としての専門的見地から助言・提言を行っており、議案の審議等について専門的な立場から監督、提案等を行うなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、弁護士としての専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。         |

- (注) 1. 監査等委員会設置会社移行前の期間において、丹羽正夫氏は、当社の社外監査役に就任しておりましたが、当該期間開催の取締役会1回のうち1回出席し、また、当該期間開催の監査役会1回のうち1回出席し、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
2. 監査等委員会設置会社移行前の期間において、磯部隆英氏は、当社の社外取締役に就任しておりましたが、当該期間開催の取締役会1回のうち1回出席し、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                       | 支払額      |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 33,800千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33,800千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は2022年3月29日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、同日の取締役会において、業務の適正を確保するための体制を「内部統制システムの基本方針」として改定しております。

#### ① 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員が、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための「コンプライアンス行動指針」を定めるとともに、推進組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の確立を図っております。

当社は、業務執行全般について、各業務に関する管理規定を設け、これを内部監査により補完してコンプライアンスの確保に努めております。また、経営諸活動の信頼性確保と透明性の高い経営を実現するため、社長直轄の内部監査室を設置し、年間計画により各営業所及び関係会社の業務実施状況を監査し、異常の早期発見に取り組んでおります。

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会制度を採用しております。監査等委員会は、常勤監査等委員1名と社外監査等委員2名の計3名で構成されております。なお、社外監査等委員1名は法律専門家としております。各監査等委員は監査等委員会で定めた監査方針、監査計画、監査業務の分担等に従い、取締役会及び各重要会議への出席や業務執行状況、経営状態の調査等を通じ、取締役の職務の執行の監査を行っております。

## ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び定款の定めに基づき文書等を保存管理するほか、文書管理規定に従い保管し、常時閲覧できる体制を整えております。

## ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

個々のリスクに応じた管理規定の見直しを図り、組織横断的なリスク及び全社的リスクの対応は、経営管理室が行うほか、各部門の所管業務に付随したリスク管理は当該部門がリスクの把握管理を行っております。また、内部監査室は必要に応じてリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役会、監査等委員会に報告する体制を構築しております。

## ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、月1回開催される取締役会のほかに月1回開催される経営会議により、迅速かつ的確な経営判断と機動的な業務執行の監督を行っております。また、社外取締役以外の取締役、執行役員及び営業本部、管理部門の幹部社員で構成される業務改善会議を四半期に1回開催し、会社の現状、重要な情報の伝達、方針の徹底、リスクの未然防止の徹底などを行っております。

## ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社に対し、「関係会社管理規定」その他の社内規定を制定しており、当社子会社の業務の適正を確保する体制の強化に努めております。また、子会社から定期的な業務執行に関する報告を受けるとともに、経営上の重要事項に関する当社への報告及び協議を通じ子会社等の適正な経営管理を行っております。さらに、当該各社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底を要請しております。

## ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社では、監査等委員会の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査等委員会の求めに応じ、選定監査等委員の職務を補助する使用人を選任することとしております。その場合の同使用人の任命、解任及び人事評価等については、監査等委員会の同意を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保することとしております。

## ⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員の中から1名を常勤監査等委員として選定し、経営陣と常時意見交換ができる体制としており、監査等委員が意見を述べるために十分な情報が入手できるような体制を整えております。

なお、監査等委員会監査にかかる補助業務等の遂行にあたっては、取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員及び使用人はこれを妨げず、監査の実効性確保に協力しております。

## ⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は会社の業務及び業績に重大な影響を与える事項について、主に常勤監査等委員を通じて、監査等委員会に報告しております。子会社からの報告体制を担保するために、監査等委員会及び内部監査室による子会社への監査を通じて、子会社の取締役会や内部監査室と連携しております。子会社における内部通報窓口の一つは当社の内部監査室としております。

また、監査等委員会は必要に応じいつでも取締役または使用人に報告を求めることができる体制を整えております。

**⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、内部通報に係る社内規定を制定し、社内の内部通報相談窓口に加え、社内から独立した社外の内部通報窓口を設置しております。

また、内部通報に関する社内規定に、通報者が不利な扱いを受けないことを規定し、監査等委員会に報告した者は、報告したことを理由として不利益となる取り扱いを受けないこととしております。

**⑩ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員会がその職務の執行について、会社法に基づく費用の支払い等を請求したときは、当該請求が監査等委員会の職務の執行に必要なではないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該費用または債務の支払を行います。業務遂行上、コンサルタントや弁護士等、第三者の助言を得た際に生じる費用負担についても、会社に請求できることとしております。

**⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会は常勤監査等委員1名及び社外監査等委員2名で構成され、各監査等委員は取締役会及び監査等委員会に、常勤監査等委員は取締役会のほか重要会議に出席し、取締役の職務の執行に対して厳格な監査を行い、必要に応じて取締役にその説明を求め、意見を述べる体制を整えております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の決定内容に基づき、当事業年度の業務を遂行しております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行に関する取組み

当事業年度は、取締役会11回、経営会議12回、業務改善会議4回開催しております。また、経営会議には、社外取締役以外の取締役及び執行役員が出席し、業務改善会議には、社外取締役以外の取締役、執行役員及び営業本部、管理部門の幹部社員が出席し、適時適切な報告を受ける事で、迅速かつ適正な意思決定を行っております。

### ② 監査等委員会に関する運用状況

監査等委員会は当事業年度において6回開催しております。取締役会には全監査等委員が出席し、経営会議や業務改善会議には常勤監査等委員が出席しております。また、必要に応じて代表取締役との面談や内部監査室からの報告、会計監査人との定期的なミーティングを重ねる事で、密接に連携を図り、取締役の職務執行に係る監督機能を果たしております。

当社は2022年3月29日開催の第64回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査等委員会設置会社移行前の監査役会は1回開催しております。

### ③ 内部監査の状況

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、業務遂行状況やコンプライアンスの状況、リスク管理状況等について監査を実施しており、監査報告会において定期的に役員等へ報告を行っております。

#### ④ 財務報告の信頼性の確保

内部監査室において決算財務報告プロセスの運用状況をモニタリングしており、必要に応じて改善措置を講じております。

### 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元は、経営の最重要政策のひとつとして位置づけ、中長期的視点から経営基盤の確立及び事業展開に備えるための内部留保を勘案し、業績に応じた利益還元を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、1株当たり80円といたしたいと存じます。

---

(注) 本事業報告に記載しております金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |            | 負 債 の 部       |            |
|-----------|------------|---------------|------------|
| 流 動 資 産   | 15,463,746 | 流 動 負 債       | 11,515,441 |
| 現金及び預金    | 5,946,037  | 支払手形及び買掛金     | 8,704,684  |
| 受取手形      | 2,161,738  | 電子記録債務        | 890,847    |
| 電子記録債権    | 1,202,454  | 短期借入金         | 370,000    |
| 売掛金       | 4,630,157  | 1年内返済予定の長期借入金 | 366,680    |
| 商 品       | 1,388,709  | 未払法人税等        | 355,055    |
| その他       | 136,001    | 賞与引当金         | 184,599    |
| 貸倒引当金     | △1,353     | その他           | 643,574    |
| 固 定 資 産   | 5,646,051  | 固 定 負 債       | 826,071    |
| 有形固定資産    | 3,780,135  | 長期借入金         | 262,557    |
| 建物及び構築物   | 684,655    | 繰延税金負債        | 143,962    |
| 機械装置及び運搬具 | 60,329     | 役員退職慰労引当金     | 265,834    |
| 土地        | 2,930,297  | 資産除去債務        | 26,596     |
| 建設仮勘定     | 73,599     | その他           | 127,120    |
| その他       | 31,253     | 負債合計          | 12,341,512 |
| 無形固定資産    | 398,510    | 純 資 産 の 部     |            |
| 顧客関連資産    | 377,616    | 株 主 資 本       | 7,766,682  |
| その他       | 20,894     | 資 本 金         | 885,134    |
| 投資その他の資産  | 1,467,405  | 資本剰余金         | 1,316,174  |
| 投資有価証券    | 60,561     | 利益剰余金         | 5,689,152  |
| 繰延税金資産    | 67,095     | 自 己 株 式       | △123,779   |
| 保険積立金     | 648,910    | その他の包括利益累計額   | 11,828     |
| その他       | 737,588    | その他有価証券評価差額金  | 11,828     |
| 貸倒引当金     | △46,749    | 非支配株主持分       | 989,774    |
| 資産合計      | 21,109,798 | 純 資 産 合 計     | 8,768,285  |
|           |            | 負債純資産合計       | 21,109,798 |

# 連結損益計算書

( 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金       | 額          |
|-------------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                         |         | 31,792,843 |
| 売 上 原 価                       |         | 25,964,919 |
| 売 上 総 利 益                     |         | 5,827,923  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 4,540,450  |
| 営 業 利 益                       |         | 1,287,473  |
| 営 業 外 収 益                     |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金             | 5,092   |            |
| 仕 入 割 引                       | 101,491 |            |
| 受 取 賃 貸 料                     | 11,751  |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 6,508   |            |
| 保 険 解 約 益                     | 3,369   |            |
| そ の 他                         | 33,613  | 161,828    |
| 営 業 外 費 用                     |         |            |
| 支 払 利 息                       | 3,395   |            |
| 賃 貸 費 用                       | 1,298   |            |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 12,265  |            |
| そ の 他                         | 955     | 17,914     |
| 経 常 利 益                       |         | 1,431,386  |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 1,431,386  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 562,487 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △94,393 | 468,094    |
| 当 期 純 利 益                     |         | 963,292    |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 108,687    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 854,605    |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで )

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |           |          | 株主資本合計    |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 885,134 | 1,316,174 | 4,949,951 | △123,779 | 7,027,481 |
| 会計基準の変更による<br>累 積 的 影 響 額    |         |           | △843      |          | △843      |
| 会計基準の変更を反映した<br>当連結会計年度期首残高  | 885,134 | 1,316,174 | 4,949,107 | △123,779 | 7,026,638 |
| 当連結会計年度変動額                   |         |           |           |          |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |         |           | △114,560  |          | △114,560  |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |         |           | 854,605   |          | 854,605   |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) |         |           |           |          |           |
| 当連結会計年度変動額合計                 | -       | -         | 740,044   | -        | 740,044   |
| 当連結会計年度末残高                   | 885,134 | 1,316,174 | 5,689,152 | △123,779 | 7,766,682 |

|                              | その他の包括利益<br>累 計 額 |                   | 非 支 配 株 主<br>持 分 | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金  | その他の包括利益<br>累計額合計 |                  |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 11,393            | 11,393            | 920,908          | 7,959,783 |
| 会計基準の変更による<br>累 積 的 影 響 額    |                   |                   |                  | △843      |
| 会計基準の変更を反映した<br>当連結会計年度期首残高  | 11,393            | 11,393            | 920,908          | 7,958,940 |
| 当連結会計年度変動額                   |                   |                   |                  |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                   |                   |                  | △114,560  |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |                   |                   |                  | 854,605   |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) | 434               | 434               | 68,866           | 69,300    |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 434               | 434               | 68,866           | 809,344   |
| 当連結会計年度末残高                   | 11,828            | 11,828            | 989,774          | 8,768,285 |

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社アイシン  
アイエスライン株式会社

### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は9月30日であり、連結決算日と3ヶ月異なっております。連結計算書類の作成にあたっては、9月30日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### (3) 会計方針に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 其他有価証券

|                     |                                          |
|---------------------|------------------------------------------|
| 市場価格のない株式等<br>以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 市場価格のない株式等          | 移動平均法による原価法                              |

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く)
- 定率法によっております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- 主な耐用年数は以下のとおりであります。
- 建 物 8～38年
- ② 無形固定資産  
(リース資産を除く)
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - ・ 顧客関連資産 効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法によっております。
  - ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
- 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## (6) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社では、主に内装建材及び建築金物・溶接金物・鉄線等の商品販売及びそれに附帯する工事、エクステリア商品の販売・据付を行っております。これら商品の支配が顧客に移転した時点で、当該商品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。一部の商品の販売については、他の当事者により商品が提供されるように手配することが履行義務であり、代理人として取引を行っているとは判断していません。代理人に該当すると判断した取引については、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。工事については、顧客の検収が完了した時点で、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。また、据付を要する商品については据付が完了し顧客の検収が完了した時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。なお、売上割引については、顧客との契約において約束された対価から売上割引の見積り金額を控除する方法で測定しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

### (1) 代理人取引に係る収益認識

一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

### (2) 据付を要する商品に係る収益認識

一部の連結子会社について、顧客との契約の中で据付の義務を負う商品について、従来は、商品部分は出荷時、役務部分は据付完了時に収益を認識していましたが、収益認識会計基準等に基づき履行義務の識別及びその充足時点について検討を行った結果、商品の据付が完了した時点で、顧客は商品に対する支配を獲得し、一部の連結子会社は履行義務を充足すると判断し、商品部分と役務部分を併せて収益を認識することとしております。

### (3) 変動対価が含まれる取引に係る収益認識

売上割引について、従来は営業外費用に計上しておりましたが、顧客との契約において約束された対価から売上割引の見積金額を控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に区分して表示しております。

この結果、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上高が2,021,944千円減少し、売上原価は2,002,133千円減少しましたが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響も軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は300千円であります。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 顧客関連資産 | 377,616千円 |
|--------|-----------|

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

顧客関連資産の価値は将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。将来キャッシュ・フローは株式会社アイシンの株式を追加取得し子会社化した際の事業計画をもとに、既存顧客から生み出すことが期待される将来収益に一定の顧客減少率等を考慮したものです。また、当社グループは、顧客関連資産に関してその効果の及ぶ期間を10年と見積り、均等償却しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の判定に必要な将来キャッシュ・フローの見積りの算定に用いた主要な仮定は、取締役会で承認された翌連結会計年度の事業計画及び将来の不確実性を反映した既存顧客の減少率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、見積りの前提や仮定に重要な変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、顧客関連資産の減損損失が計上される可能性があります。

## 5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による会計上の見積りへの影響)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経済や企業活動に広範な影響が生じており、今後の収束時期やその影響の程度を合理的に予測することは、現時点では極めて困難な状況であります。

当社グループでは、当連結会計年度末時点において入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が2023年12月期中に概ね収束するものと仮定し、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りをおこなった結果、当連結会計年度末における会計上の見積りに与える重要な影響はないものと判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況が長期化した場合や、その経済環境への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の当社グループの財政状況、経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

## 6. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 建物及び構築物 | 8,717千円   |
| 土地      | 164,138千円 |
| その他     | 9,000千円   |
| 計       | 181,856千円 |

上記の物件は、短期借入金100,000千円の担保に供しております。

なお、担保に供している資産のうち、建物及び構築物0千円、土地72,761千円、その他9,000千円については、対応する債務はありません。

### (2) 減価償却累計額

|          |             |
|----------|-------------|
| 有形固定資産   | 2,264,621千円 |
| 投資その他の資産 | 22,986千円    |

### (3) 連結会計年度末日満期手形等の処理について

連結会計年度末日満期手形等の会計処理は、手形交換日等をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が当連結会計年度末残高に含まれております。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 受取手形      | 186,662千円   |
| 電子記録債権    | 40,101千円    |
| 支払手形及び買掛金 | 1,002,532千円 |

(4) 顧客との契約から生じた契約負債の残高

契約負債については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、「10. 収益認識に関する注記 (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ①契約負債の残高等」に記載しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 1,740,330     | —            | —            | 1,740,330    |

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 103,745       | —            | —            | 103,745      |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2022年3月29日開催第64回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 114,560千円
- ・ 1株当たり配当額 70円
- ・ 基準日 2021年12月31日
- ・ 効力発生日 2022年3月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2023年3月28日開催予定の第65回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 130,926千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 80円
- ・ 基準日 2022年12月31日
- ・ 効力発生日 2023年3月29日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは運転資金や設備資金など、事業活動に必要な資金を銀行借入等により調達しております。また、一時的な余剰資金は流動性が高く安全性の高い金融資産で運用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上で関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのすべてが6ヵ月以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に必要な流動資金の調達（3ヵ月以内）であり、長期借入金は、長期運転資金、設備投資及びM&Aに係る資金調達（4年以内）であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財政状況を注視しながら、回収懸念のある先には抵当権の設定等により債権保全し、リスク軽減を図っております。

##### (ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することにより市場価格の変動リスクの軽減を図っております。借入金の変動金利に対して、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用する等、必要に応じて固定化を図りリスクをヘッジする方針です。

##### (ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、営業債務及び借入返済に対する資金調達は、決済資金予定と設備計画を合わせた資金繰計画に基づいて管理しております。決済資金については、手許資金を維持しながら、銀行からの十分な資金調達枠の確保によって対処しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（(\*1)参照）また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

|                     | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価(千円)  | 差額(千円) |
|---------------------|--------------------|---------|--------|
| (1) 投資有価証券          | 57,921             | 57,921  | —      |
| 資産計                 | 57,921             | 57,921  | —      |
| (1) 長期借入金（1年内返済を含む） | 629,237            | 627,907 | △1,329 |
| 負債計                 | 629,237            | 627,907 | △1,329 |
| デリバティブ取引            | —                  | —       | —      |

(\*1)以下の金融商品は、市場価格のない株式等であることから、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分    | 当連結会計年度（2022年12月31日） |
|-------|----------------------|
| 非上場株式 | 2,640                |

(\*2)デリバティブ取引

該当事項はありません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分           | 時価 (千円) |      |      |        |
|--------------|---------|------|------|--------|
|              | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券<br>株式 | 57,921  | —    | —    | 57,921 |
| 資産計          | 57,921  | —    | —    | 57,921 |

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分    | 時価 (千円) |         |      |         |
|-------|---------|---------|------|---------|
|       | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金 | —       | 627,907 | —    | 627,907 |
| 負債計   | —       | 627,907 | —    | 627,907 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元金合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、記載を省略しております。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「内装建材事業」、「エクステリア事業」及び「住環境関連事業」の3つのセグメントに区分し、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としております。

当該セグメント情報は、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報と同様であることから、収益の分解情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 報告セグメント    |            |           | 合計         |
|---------------|------------|------------|-----------|------------|
|               | 内装建材事業     | エクステリア事業   | 住環境関連事業   |            |
| 顧客との契約から生じる収益 | 15,270,950 | 11,725,102 | 4,796,789 | 31,792,843 |
| 外部顧客への売上高     | 15,270,950 | 11,725,102 | 4,796,789 | 31,792,843 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約負債の残高等

|                      | 当連結会計年度 (千円) |
|----------------------|--------------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 6,714,806    |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 7,994,351    |
| 契約負債 (期首残高)          | 15,682       |
| 契約負債 (期末残高)          | 49,649       |

(注) 契約負債は主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩しされます。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は15,682千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる金額が1年を超える重要な取引はありません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 4,752円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 522円19銭   |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 13. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

当連結会計年度末（2022年12月31日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務のうち一部は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20～31年と見積り、割引率は1.9～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 期首残高       | 26,407千円        |
| 時の経過による調整額 | 188千円           |
| 期末残高       | <u>26,596千円</u> |

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部        |                   |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>11,304,054</b> | <b>流動負債</b>    | <b>9,121,283</b>  |
| 現金及び預金          | 3,909,731         | 支払手形           | 5,227,489         |
| 受取手形            | 1,869,156         | 買掛金            | 2,537,042         |
| 電子記録債権          | 1,047,445         | 短期借入金          | 370,000           |
| 売掛金             | 3,136,916         | 1年内返済予定の長期借入金  | 199,992           |
| 商品              | 1,251,994         | 未払金            | 134,513           |
| 貯蔵品             | 14,818            | 未払費用           | 52,499            |
| 前払費用            | 31,220            | 未払法人税等         | 247,245           |
| 未収入金            | 8,248             | 前受金            | 43,071            |
| その他             | 34,825            | 預り金            | 63,857            |
| 貸倒引当金           | △302              | 賞与引当金          | 117,539           |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,249,688</b>  | その他            | 128,032           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,288,849</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>455,760</b>    |
| 建物              | 470,293           | 長期借入金          | 150,034           |
| 構築物             | 12,168            | 役員退職慰労引当金      | 160,708           |
| 機械装置            | 35,734            | 資産除去債務         | 26,596            |
| 車両運搬具           | 7,466             | その他            | 118,421           |
| 工具器具備品          | 22,512            | <b>負債合計</b>    | <b>9,577,043</b>  |
| 土地              | 1,740,673         | <b>純資産の部</b>   |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>13,912</b>     | <b>株主資本</b>    | <b>6,963,814</b>  |
| ソフトウェア          | 6,254             | 資本金            | 885,134           |
| 電話加入権           | 7,509             | 資本剰余金          | 1,316,174         |
| その他             | 147               | 資本準備金          | 1,316,079         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,946,926</b>  | その他資本剰余金       | 95                |
| 投資有価証券          | 34,670            | <b>利益剰余金</b>   | <b>4,886,284</b>  |
| 関係会社株式          | 2,026,940         | 利益準備金          | 125,500           |
| 出資金             | 19,750            | その他利益剰余金       | 4,760,784         |
| 繰延税金資産          | 64,574            | 別途積立金          | 2,153,500         |
| 投資不動産           | 131,380           | 繰越利益剰余金        | 2,607,284         |
| 差入保証金           | 446,203           | <b>自己株式</b>    | <b>△123,779</b>   |
| 保険積立金           | 197,746           | 評価・換算差額等       | 12,884            |
| その他             | 71,098            | その他有価証券評価差額金   | 12,884            |
| 貸倒引当金           | △45,437           | <b>純資産合計</b>   | <b>6,976,699</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>16,553,742</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>16,553,742</b> |

# 損 益 計 算 書

（ 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで ）

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額          |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高                 |         | 20,067,740 |
| 売 上 原 価               |         | 16,402,071 |
| 売 上 総 利 益             |         | 3,665,669  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 2,950,869  |
| 営 業 利 益               |         | 714,799    |
| 営 業 外 収 益             |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 111,790 |            |
| 仕 入 割 引               | 55,994  |            |
| 受 取 賃 貸 料             | 9,836   |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 6,508   |            |
| そ の 他                 | 21,547  | 205,677    |
| 営 業 外 費 用             |         |            |
| 支 払 利 息               | 2,785   |            |
| 賃 貸 費 用               | 1,298   |            |
| そ の 他                 | 1,020   | 5,104      |
| 経 常 利 益               |         | 915,371    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 915,371    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 302,953 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △27,375 | 275,578    |
| 当 期 純 利 益             |         | 639,793    |

# 株主資本等変動計算書

( 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |           |                          |                            |                       |                  |                                 |                       |                            |           |       |
|-------------------------|---------|-----------|--------------------------|----------------------------|-----------------------|------------------|---------------------------------|-----------------------|----------------------------|-----------|-------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金     |                          |                            |                       | 利益剰余金            |                                 |                       |                            | 自己株式      | 株主資本計 |
|                         |         | 資本準備金     | その<br>他<br>資本<br>剰余<br>金 | 資<br>本<br>剰<br>余<br>金<br>計 | 利<br>益<br>準<br>備<br>金 | その他利益剰余金         |                                 |                       | 利<br>益<br>剰<br>余<br>金<br>計 |           |       |
|                         |         |           |                          |                            |                       | 別<br>積<br>立<br>金 | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 | 利<br>益<br>剰<br>余<br>金 |                            |           |       |
| 当期首残高                   | 885,134 | 1,316,079 | 95                       | 1,316,174                  | 125,500               | 2,153,500        | 2,082,051                       | 4,361,051             | △123,779                   | 6,438,581 |       |
| 事業年度中の変動額               |         |           |                          |                            |                       |                  |                                 |                       |                            |           |       |
| 剰余金の配当                  |         |           |                          |                            |                       |                  | △114,560                        | △114,560              |                            | △114,560  |       |
| 当期純利益                   |         |           |                          |                            |                       |                  | 639,793                         | 639,793               |                            | 639,793   |       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |                          |                            |                       |                  |                                 |                       |                            |           |       |
| 事業年度中の変動額合計             | -       | -         | -                        | -                          | -                     | -                | 525,232                         | 525,232               | -                          | 525,232   |       |
| 当期末残高                   | 885,134 | 1,316,079 | 95                       | 1,316,174                  | 125,500               | 2,153,500        | 2,607,284                       | 4,886,284             | △123,779                   | 6,963,814 |       |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|----------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |           |
| 当期首残高                   | 6,274            | 6,274          | 6,444,856 |
| 事業年度中の変動額               |                  |                |           |
| 剰余金の配当                  |                  |                | △114,560  |
| 当期純利益                   |                  |                | 639,793   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 6,609            | 6,609          | 6,609     |
| 事業年度中の変動額合計             | 6,609            | 6,609          | 531,842   |
| 当期末残高                   | 12,884           | 12,884         | 6,976,699 |

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券  
市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
以外のもの  
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～38年

#### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社では、主に内装建材及び建築金物・溶接金物・鉄線等の商品販売及びそれに附帯する工事を行っております。これら商品の支配が顧客に移転した時点で、当該商品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。一部の商品の販売については、他の当事者により商品が提供されるように手配することが履行義務であり、代理人として取引を行っているとは判断していません。代理人に該当すると判断した取引については、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、工事については、顧客の検収が完了した時点で、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。なお、売上割引については、顧客との契約において約束された対価から売上割引の見積り金額を控除する方法で測定しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

### (1) 代理人取引に係る収益認識

一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

### (2) 変動対価が含まれる取引に係る収益認識

売上割引について、従来は営業外費用に計上していましたが、顧客との契約において約束された対価から売上割引の見積金額を控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。

この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の売上高が814,162千円減少し、売上原価は799,351千円減少しましたが、営業利益に与える影響は軽微であります。また、経常利益、税引前当期純利益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による会計上の見積りへの影響)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による会計上の見積りへの影響に関する注記については、連結計算書類の「4. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

|     |           |
|-----|-----------|
| 建物  | 8,717千円   |
| 土地  | 164,138千円 |
| その他 | 9,000千円   |
| 計   | 181,856千円 |

上記の物件は、短期借入金100,000千円の担保に供しております。

なお、担保に供している資産のうち、建物0千円、土地72,761千円、投資不動産9,000千円については、対応する債務はありません。

(2) 減価償却累計額

|          |             |
|----------|-------------|
| 有形固定資産   | 1,869,872千円 |
| 投資その他の資産 | 22,986千円    |

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 1,053千円  |
| 短期金銭債務 | 12,548千円 |

(4) 期末日満期手形等の処理について

期末日満期手形等の会計処理は、手形交換日等をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

|        |             |
|--------|-------------|
| 受取手形   | 186,662千円   |
| 電子記録債権 | 40,101千円    |
| 支払手形   | 1,002,532千円 |

(5) 顧客との契約から生じた契約負債の残高

|      |          |
|------|----------|
| 契約負債 | 42,262千円 |
|------|----------|

上記、契約負債は、貸借対照表のうち「前受金」に含まれております。

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 1,361千円   |
| ② 仕入高        | 75,194千円  |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 107,800千円 |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 103,745     | —          | —          | 103,745    |

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 貸倒引当金     | 13,991千円   |
| 賞与引当金     | 35,955千円   |
| 役員退職慰労引当金 | 49,160千円   |
| 未払事業税     | 15,015千円   |
| 資産除去債務    | 10,123千円   |
| 長期未払金     | 1,422千円    |
| 商品評価損     | 10,120千円   |
| 減損損失      | 32,201千円   |
| その他       | 7,345千円    |
| 小計        | 175,337千円  |
| 評価性引当額    | △105,038千円 |
| 繰延税金資産 合計 | 70,298千円   |

繰延税金負債

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △45千円    |
| その他有価証券評価差額金    | △5,678千円 |
| 繰延税金負債 合計       | △5,724千円 |

繰延税金資産の純額 64,574千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

| 種類                         | 会社等の名称又は氏名 | 住所      | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係     | 取引の内容     | 取引金額(千円) | 科目      | 期末残高(千円) |
|----------------------------|------------|---------|--------------|-----------|-------------------|---------------|-----------|----------|---------|----------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社 | ㈱ユーエス      | 広島県福山市  | 3,000        | 不動産賃貸業    | (被所有)直接0.6        | 事務所・倉庫賃借役員の兼任 | 賃借料の支払(注) | 11,400   | 前払費用(注) | 1,045    |
|                            | 白百合商事㈱     | 名古屋市千種区 | 10,000       | 不動産賃貸業    | (被所有)直接16.8       | 事務所・倉庫賃借役員の兼任 | 賃借料の支払(注) | 12,109   | —       | —        |

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

事務所の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて金額を決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 4,262円96銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 390円93銭   |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

初穂商事株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 坂 | 部 | 彰 | 彦 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 | 原 | 由 | 寛 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、初穂商事株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、初穂商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

初穂商事株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 坂 | 部 | 彰 | 彦 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 | 原 | 由 | 寛 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、初穂商事株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月22日

初穂商事株式会社 監査等委員会

監査等委員 齋藤 豊 (印)

監査等委員 磯部 隆英 (印)

監査等委員 森 美穂 (印)

(注) 監査等委員磯部隆英及び森美穂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、中長期的な視点から経営基盤の確立及び事業展開に備えるための内部留保を勘案し、業績に応じた利益還元を安定的かつ継続的に行い、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金80円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は130,926,800円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                         | ふりがな氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                             | [再任]<br>さいとう さとる<br>齋藤 悟<br>(1953年 5月 7日生) | 1980年 9月 当社入社<br>1986年 9月 当社取締役静岡営業所長<br>1988年 3月 当社常務取締役静岡営業所長<br>1988年 4月 当社常務取締役名港営業所長<br>1993年10月 当社常務取締役管理本部長<br>2001年 3月 当社代表取締役社長（現任）<br>2019年12月 株式会社アイシン代表取締役会長<br>2020年12月 株式会社アイシン取締役（非常勤）<br>（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社アイシン取締役（非常勤） | 171,248株   |
| (取締役候補者とした理由)<br>当社の代表取締役社長として長年にわたり経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたしました。 |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                     |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社<br>の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                        | <p>[再任]</p> <p>し き よし ゆき<br/>志 岐 義 幸<br/>(1959年 2月 6日生)</p>     | <p>1982年 3月 当社入社<br/>1992年 8月 当社福山営業所長<br/>2001年 3月 当社執行役員西日本地区統括兼<br/>福山営業所長<br/>2005年 3月 当社取締役西日本地区統括兼<br/>福山営業所長<br/>2007年 3月 当社取締役営業本部長兼<br/>西日本地区統括兼福山営業所長<br/>2011年 3月 当社常務取締役営業本部長兼<br/>西日本地区統括兼福山営業所長<br/>2017年 6月 株式会社アイシン監査役 (非常勤)<br/>2019年12月 株式会社アイシン取締役 (非常勤)<br/>(現任)<br/>2020年 3月 当社専務取締役営業本部長兼<br/>西日本地区統括 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社アイシン取締役 (非常勤)</p> | 10,000株        |
| <p>(取締役候補者とした理由)<br/>当社の専務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての適切な役割を果たしており、また、営業本部長として当社の営業事項全般に精通していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>                                       |                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                |
| 3                                                                                                                                                                        | <p>[再任]</p> <p>が っ と う た つ や<br/>月 東 達 也<br/>(1963年 9月17日生)</p> | <p>1984年 9月 当社入社<br/>1993年 7月 当社豊橋営業所長<br/>2008年 4月 当社小牧営業所長<br/>2011年 3月 当社執行役員熱田営業所及び<br/>北営業所統括兼小牧営業所長<br/>2017年 3月 当社取締役中部地区鉄鋼二次製品統括兼<br/>小牧営業所長 (現任)</p>                                                                                                                                                                                                                | 1,800株         |
| <p>(取締役候補者とした理由)<br/>当社の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての適切な役割を果たしており、また、熱田営業所及び北営業所統括兼小牧営業所長等を歴任し、現在では中部地区鉄鋼二次製品統括兼小牧営業所長として職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p> |                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | [再任]<br>しぶかわのぶゆき<br>渋川 信幸<br>(1967年 6月13日生)                                                                                                                                                                                                                       | 2009年 4月 当社入社<br>2010年 5月 当社北関東営業所長<br>2017年 4月 当社執行役員東日本地区担当兼<br>北関東営業所長<br>2017年 6月 当社執行役員東日本地区統括兼<br>北関東営業所長<br>2020年 7月 当社執行役員東日本地区統括<br>2021年 3月 当社取締役東日本地区統括<br>2021年 4月 当社取締役東日本地区統括兼<br>千葉営業所長 (現任) | 620株       |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>当社の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての適切な役割を果たしており、現在では東日本地区統括兼千葉営業所長として職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者といたしました。                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                             |            |
| 5     | [新任]<br>なり た あき ひと<br>成田 哲人<br>(1979年10月31日生)                                                                                                                                                                                                                     | 2010年 4月 当社入社<br>2016年 4月 当社経営管理室長<br>2020年 4月 当社執行役員経理部長兼<br>経営管理室長 (現任)                                                                                                                                   | —          |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>当社の経理部長兼経営管理室長として経理財務部門全般の業務を執行しており、その実績及び公認会計士としての経験や見識をもとに、管理部門の統制と重要事項の決定及び業務執行の監督等に活かすことにより、当社の企業価値の向上に資することを期待し、新任の取締役候補者といたしました。                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                             |            |
| 6     | [新任][社外][独立]<br>おおはしのぶこ<br>大橋 伸子<br>(本名：加藤伸子)<br>(1972年11月17日生)                                                                                                                                                                                                   | 1998年10月 中央監査法人入所<br>2002年 4月 公認会計士登録<br>2008年 9月 あらた監査法人 (現PwCあらた有<br>限責任監査法人) 入所<br>2019年 8月 大橋伸子公認会計士事務所開設<br>代表 (現任)                                                                                    | —          |
|       | (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>公認会計士として豊富な経験と高い見識を有しており、その専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督や経営への助言をいただけるものと期待して、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                                                                                                                                                                                                             |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大橋伸子氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
  3. 大橋伸子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
  4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を本総会の終結の時をもって廃止したいと存じます。これに伴い第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、引き続き取締役に在任することになります4名（斎藤悟氏、志岐義幸氏、月東達也氏、渋川信幸氏）及び社外取締役を除く監査等委員である取締役 斎藤豊氏、並びに退任することとなります伊藤人勝氏に対し、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金の贈呈及び打切り支給することといたしたいと存じます。また、具体的な金額、支給時期方法等は、取締役在任期間（監査等委員である取締役在任期間を除く。）分につきましては、取締役会に、監査役在任期間分及び監査等委員である取締役在任期間分につきましては、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。なお、引き続き取締役に在任することになる各取締役に対しての支給の時期は取締役の退任時といたしたいと存じます。

退職慰労金につきましては、経常利益実績を基準として定められた額を支給する当社退職慰労金規定に基づいており、本議案の内容は相当であるものと判断しております。

打切り支給の対象となる各氏の略歴は次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名       | 略歴                                     |
|------------------|----------------------------------------|
| さいとう さとる<br>斎藤 悟 | 1986年9月 当社取締役<br>2001年3月 当社代表取締役社長（現任） |
| しき よしゆき<br>志岐 義幸 | 2005年3月 当社取締役<br>2020年3月 当社専務取締役（現任）   |

| ふりがな<br>氏名          | 略歴                                                             |
|---------------------|----------------------------------------------------------------|
| がっとう たつや<br>月東 達也   | 2017年3月 当社取締役（現任）                                              |
| しぶかわ のぶ ゆき<br>渋谷 信幸 | 2021年3月 当社取締役（現任）                                              |
| さいとう ゆたか<br>斎藤 豊    | 2008年3月 当社常勤監査役<br>2011年3月 当社取締役<br>2022年3月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任） |
| いとう ひと かつ<br>伊藤 人勝  | 2011年3月 当社取締役（現任）                                              |

#### 第4号議案 取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額は、2022年3月29日開催の第64回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）、また、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものをご承認いただいております。今般、当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。

また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年8,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。なお、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取

締役会にて決定いたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の諮問を経て、当社取締役会において決定いたします。

なお、現在の対象取締役は5名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は5名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

#### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子

会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

**【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】**

本議案は、対象取締役に対して、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものです。

当社は2022年3月29日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告13頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容と整合するよう当該方針を変更する予定です。

また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2022年12月31日時点）に占める割合は0.48%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

## 株主総会会場ご案内図



**会場** 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号  
愛知県産業労働センター（ウイंकあいち） 5階小ホール

**交通** JR・地下鉄・名鉄・近鉄名古屋駅下車

- ・JR名古屋駅桜通口からミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ・ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分

◎お願い 会場には駐車場の用意はいたしていませんので、公共交通機関等をご利用願います。